

奨学金返還支援補助制度の手引き

稲沢市
商工観光課

目 次

	頁
1 奨学金返還支援補助金とは	1
2 補助対象者	1
3 対象となる奨学金	2
4 補助金の内容	2
5 申請の手続き	2
問合せ先・申請書の提出先、提出方法	5

1 奨学金返還支援補助金とは

奨学金返還支援補助金とは、市内に事業所を置く中小企業等に就職した方の、大学等の在学中に貸与を受けた奨学金について、返還額の一部を補助する制度です。

近年、大学生等の約半数が奨学金を受給しており、将来的に結婚や出産に躊躇する一因と言われています。

若者の経済的困難を支援することにより、本市への移住・定住を促進し、本市の社会増（社会減の抑止）を目指すことと、稲沢市中小企業振興基本条例制定を契機に市内中小企業等における人材確保につなげることを目的とする市独自の制度として、本市に住んで働く若者が奨学金を返還する際の支援を行います。

2 補助対象者

次の（１）～（８）のすべてに該当する方

- （１）大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、返還中である方
- （２）本市に住所を有し、登録決定を受けた日から継続して本市に３年以上定住する意思を有する方
- （３）**交付基準日**において、大学等を卒業している３５歳未満の方
- （４）雇用期間の定めがなく、**市内中小企業等**に令和６年４月１日以降正規雇用で就職する方（出向により雇用契約を締結した方を除く。）
- （５）本市に納付すべき税を滞納していない方
- （６）返還すべき奨学金を滞納していない方
- （７）奨学金の返還を支援する他の制度を利用していない方
- （８）稲沢市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員でない方

交付基準日とは・・・

・市内中小企業等への就職、稲沢市への転入（既に稲沢市に在住している方も対象です）、奨学金返還開始の３要件が成立したとき、その月の初日が交付基準日となります。

（３ページの説明と合わせてご確認ください。）

市内中小企業等とは・・・

稲沢市に所在する本社、支社、支店、工場若しくは事業所又は本市に所在する本社が他市町村に有する支社、支店、工場若しくは事業所のうち、下記に掲げるもの

- ・中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者又は、同条第５項に規定する小規模企業者（詳しい要件は要綱「稲沢市奨学金返還支援補助金交付要綱」をご覧ください。）
- ・社会福祉法第２２条に規定する社会福祉法人
- ・医療法第３９条に規定する医療法人
- ・私立学校法第３条に規定する学校法人
- ・その他市長が認める法人

3 対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第1種・第2種奨学金
- (2) その他市長が認める奨学金（本人が借用し、返済免除の規定がないものに限ります。）

※大学等就学時または、在学期間中の学費に充てることを主な目的として、対象者本人が借りた奨学金が対象です。

※教育ローンは対象外です。

4 補助金の内容

●補助対象期間

- (1) 登録決定日（3ページ、4ページの説明と合わせてご確認ください。）以降、最初の奨学金返還日が属す月から36カ月に達する月まで
（登録決定後、奨学金の返還があった月を1カ月目とし、最長36カ月。）
- (2) 登録決定日以降、最初の奨学金返還日が属する月から奨学金の返還が終了する日が属する月まで

●補助金の交付額

- ・ 1年度当たりの補助金の交付額は、各月の奨学金返還額の合計の1/2の額で、上限は12万円とします。（1,000円未満の端数は切り捨て）
- ・ 補助対象期間に交付する補助金額は総額で36万円を上限とします。

5 申請の手続き

Step1 登録申請を行う

補助金の交付を受けるためには、あらかじめ補助対象者として登録を受ける必要があります。
（1人につき1回限り）

Step2 登録決定を受ける

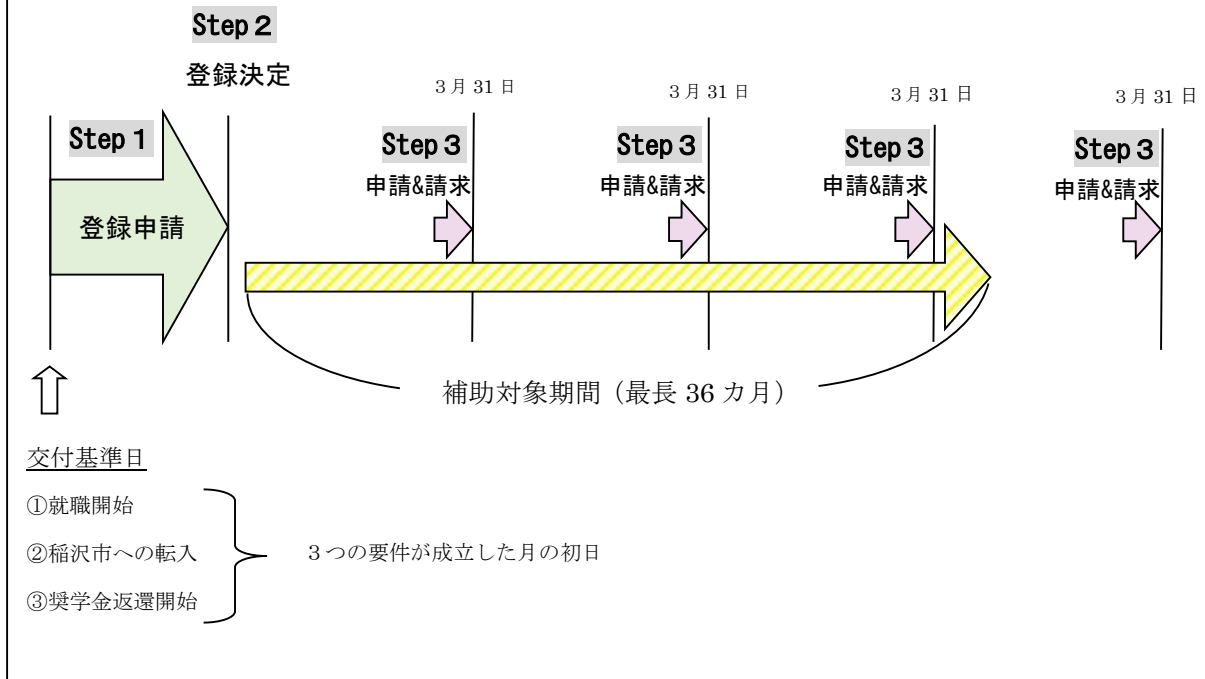
登録決定が完了すると、通知書を送付いたします。

※登録の決定だけでは補助金の交付を受けられません。必ずStep3へお進みください。

Step3 交付申請と請求を行う

実際に支払った奨学金の返還額に応じて、補助金の交付申請と請求を行います。
交付決定を受け、補助金の支払いを受けることができます。

(全体の流れのイメージ)



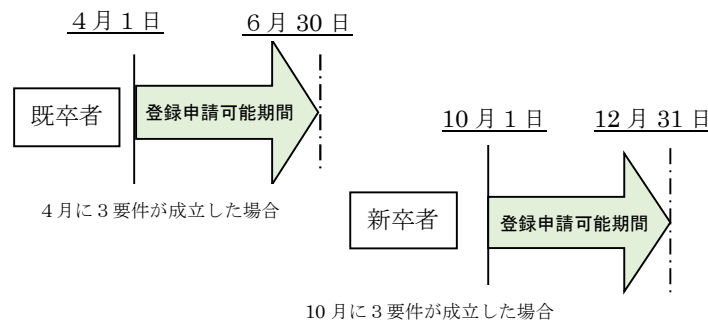
【Step1 登録申請を行う】

①市内中小企業等への就職開始、②稲沢市への転入、③奨学金返還開始

この3要件が成立したとき、その月の初日が交付基準日となります。

交付基準日から3カ月以内に登録申請を行ってください。

(Step 1 イメージ)



(交付基準日の考え方)

(例) 新卒者の場合

①就職開始日：令和6年4月1日

②稲沢市への転入日：令和6年3月15日

③奨学金返還開始日：令和6年10月27日

(半年間の返還猶予があるため10月に返還開始)

→ 3要件が成立した日(最後の条件を満たした日)：令和6年10月27日

その月の初日=交付基準日：令和6年10月1日

(登録の際に提出する資料)

提出資料	書類の取得場所
稲沢市奨学金返還支援補助金補助対象者登録申請書 (様式第1)	ホームページ又は稲沢市役所商工観光課
奨学金の貸与を証する書類の写し ・貸与額通知 ・奨学金貸与証明書 など	奨学金の貸与機関によって異なります 日本学生支援機構の場合：支援機構ホームページ からスカラネット・パーソナルにて申請可能
奨学金の返還金額、返還開始月及び返還期間が確認 できる書類の写し ・割賦金の決定通知(兼振替案内) ・貸与奨学金返還確認表 など	奨学金の貸与機関によって異なります 日本学生支援機構の場合：ホームページから スカラネット・パーソナルにて発行可能
大学等の卒業証明書等の写し	卒業した大学等にお問い合わせください
就労を証する書類	勤め先にご確認ください

【Step2 登録決定を受ける】

審査を行い、承認された場合には、登録決定の通知が送付されます。

◎補助対象期間は、登録決定後の、次の奨学金の返還が開始する月からスタートします。

(補助対象期間の考え方) (例) 新卒者の場合 交付基準日：令和6年10月1日(登録期間：令和6年10月1日～12月31日) 登録申請：令和6年11月25日 登録決定：令和6年12月10日 登録決定日の次の奨学金返還：令和6年12月27日 → <u>次の奨学金返還が開始する月：令和6年12月</u> 補助対象期間： <u>令和6年12月</u> から ・36カ月に達する月まで 又は ・奨学金返還が終了する月まで

【Step3 交付申請と請求を行う】

返還支援補助金の交付を受けようとする年度の年度末までに、交付申請書兼請求書を提出してください。

補助金は単年度ごとで、当該年度中に支払った奨学金返還額に基づき支払います。

次年度以降も引き続き補助金の交付を希望する場合には、毎年度の年度末に交付申請書兼請求書をご提出いただく必要があります。

(申請の際に提出する資料)

提出資料	書類の取得場所
稲沢市奨学金返還支援補助金交付申請兼請求書 (様式第6) ※通帳の写し(金融機関名、口座番号、支店名、名義が確認できるページ)を添付してください。	ホームページ又は稲沢市役所商工観光課
当該年度中に支払った奨学金の返還金額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し ・ 割賦金の決定通知 (兼振替案内) ・ 貸与奨学金返還確認表 など	奨学金の貸与機関によって異なります 日本学生支援機構の場合：ホームページから スカラネット・パーソナルにて発行可能
在職を証明する書類 (様式第7)	ホームページ又は稲沢市役所商工観光課 (勤め先に記入をご依頼ください)

問合せ先・申請書の提出先、提出方法

問合せ先・申請書の提出先

稲沢市役所 経済環境部 商工観光課 観光・労働グループ
〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地 本庁舎2階
電話番号：0587-32-1332



ホームページはこちら

提出方法

窓口へ直接提出又は郵送

※電子メールでの提出をご希望の方は商工観光課 (0587-32-1332) にご連絡ください。